

■条件付一般競争入札

公告共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1)宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止処分を受けている期間でないこと。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項に該当しない者である。)
- (3)色麻町入札契約暴力団等排除要綱別表に該当する者でないこと。

2 入札手続等

(1)入札参加申請

資格審査の提出期限を入札公告に記載する期限までに担当課に提出すること。

(2)設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

- ・設計図書等について質問がある場合は、FAX施工にて工事担当課へ問い合わせること。問い合わせた者へはFAXにて回答する。
- ・質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ハ 設計図書等の複写について

閲覧期間中、入札公告でも閲覧することができる。

(3)入札方式並びに開札の日時及び場所等

持参による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(4)入札参加資格の確認

イ 入札参加資格有資格者については、入札公告に示すとおり発送する。

ロ 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることができる。

ハ ロの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に提出すること

3 入札方法等

(1)郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(2)落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札保証金 免除する。
- 5 入札金額内訳書（工事費内訳書）の提示について
 - (1)入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書（工事費内訳書）の提出を求める。
 - (2)入札金額内訳書（工事費内訳書）の様式は自由であるが、記載内容は数量、単価、金額等を最低限記載すること。
 - (3)入札金額内訳書（工事費内訳書）は、返却しない。
- 6 入札の無効
 - (1)入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (2)条件付き一般競争入札参加心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - (3)入札参加資格を有すると確認された者であっても、入札時点において入札実施要綱第4条第1項に規定する入札参加条件に該当しなくなった者のした入札
- 7 落札者の決定方法
 - (1)予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (2)最低制限価格を下回った入札を行った者は失格とする。
 - (3)落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
 - (4)前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときはこれに代わって当該入札事務を直接担当していない色麻町職員にくじを引かせるものとする。
 - (5)落札者は、確認のため入札書に押印するものとする。
- 8 入札の辞退について
入札参加資格の承認を受けた者が入札を辞退する場合、入札前日までに別紙入札辞退届を担当課まで郵送すること。
- 9 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額。ただし、色麻町建設工事執行規則第22条第1項及び第2項に該当する場合は免除とする。
- 10 その他
 - (1)入札参加者は、入札参加心得を熟読し、入札参加心得等を遵守すること。
 - (2)落札者は、入札参加資格確認申請書に記載した配置予定の資格者を当該工事の現場に配置すること。
 - (2)関係書類等の閲覧
色麻町建設工事執行規則、入札実施要綱、入札参加心得については、色麻町役場ホームページにて閲覧できる。（<http://www.town.shikama.miyagi.jp>）
 - (5)その他入札執行に係る事務について不明な点（設計図書に係る質問は別途FAXにて質問のこと）は、公告にある入札担当課に照会すること。